

広島県公安委員会規程第8号

広島県公安委員会公告式及び広島県公安委員会の公用文に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

平成21年7月30日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会公告式及び広島県公安委員会の公用文に関する規程を廃止する規程

次に掲げる公安委員会規程は、廃止する。

- (1) 広島県公安委員会公告式（昭和32年広島県公安委員会規程第2号）
- (2) 広島県公安委員会の公用文に関する規程（昭和35年広島県公安委員会規程第1号）

附 則

この公安委員会規程は、平成21年8月1日から施行する。